登園許可書

子すずめ保育園	•	園長殿
---------	---	-----

下記の疾患で	令和	年	月	日から治	合療中のところ現在軽快し他児への感染
の恐れはないと思わ	れますので	令和	年	月	日より登園可能と認めます。

園児氏名		

令和 年 月 日

医師名

			医卵名
該当項目に〇	No.	病名	登園基準
			# + o - + / > \
	1	百日咳	特有の咳が消失するまで 5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	2	はしか(麻疹)	発疹に伴う熱がさがった後、3日を経過し元気が良い時
	3	おたふくかぜ(流行性耳下腺炎)	腫れが発現した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
	4	三日はしか(風疹)	発疹が消失した時
	5	水ぼうそう(水痘)	すべての発疹が痂皮化(かさぶた)するまで
	6	プール熱、アデノウィルス感染症(咽頭結膜熱)	主な症状が消失し、2日を経過するまで
	7	流行性角結膜炎(はやり目)	医師が感染の恐れがないと認めるまで(症状が消失してから)
	8	急性出血性結膜炎	医師が感染の恐れがないと認めるまで
	9	腸管出血性大腸菌感染症	症状が治まり、かつ48時間あけて連続2回の検便によっていずれも菌陰性が確認されたもの。感染症法による、3類感染症であり、 <u>保健所の指示に留意すること</u>
	10	髄膜炎菌性髄膜炎(侵襲性髄膜炎 菌感染症)	医師が感染の恐れがないと認めるまで
	11	結核	医師により感染の恐れがないと診断されるまで。
	12	その他()

上記一覧に該当病名が見当たらない場合は、「その他」の項目へ記入してください